

長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート

令和5年5月8日改正
長野県新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部

1 運用の考え方

- (1) 一般医療とコロナ医療を両立し、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制」を維持することができるよう、県内の病床ひっ迫等の状況について県民と認識を共有するため、医療アラート（以下「アラート」という。）を運用し、必要な情報提供を行う。
- (2) 発出及び解除は、下記2①「目安値」によることを原則とするほか、②「その他の目安」を考慮し、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見も聴取の上、総合的に判断して行うものとする。
- なお、解除については、当該アラートを発出した日から起算して10日を経過した日以降に行うことを原則とする。

2 目安

区分	①目安値（入院者数※）	②その他の目安
未発出	—	○モニタリング指標 ▪重症者数※ ▪中等症者数※
医療警報	300人以上	○保健所が有する情報等 ▪不急の手術の延期
医療非常事態宣言	500人以上	▪外来の制限 ▪相談窓口のひっ迫 等

※G-MISにより把握

医療ひっ迫等の状況に関する県民への情報提供について

R 5 . 5 . 8

新型コロナウイルス感染症対策室

1 県民への情報提供

- ・病床ひっ迫 - 見直し後の「医療アラート」
- ・感染状況 - 定点医療機関からの報告（原則毎週水曜日）
（圏域ごとの感染警戒レベルは廃止）

2 見直しの背景

新型コロナの5類移行及び第8波の状況を踏まえ、医療ひっ迫の状況を的確に反映できるように見直す。

3 医療アラートの運用について

（1）運用の考え方

下表の①「目安値」によることを原則とするほか、②「その他の目安」を考慮し、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見も聴取の上、総合的に判断

区分	①目安値（入院者数）	②その他の目安
未発出	—	○モニタリング指標 ・重症者数 ・中等症者数
医療警報	300人以上	○保健所が有する情報等 ・不急の手術の延期
医療非常事態宣言	500人以上	・外来の制限 ・相談窓口のひっ迫 等

（2）目安値の変更等

○確保病床使用率→入院者数（確保病床内+確保病床外）

- ・5類移行に伴い、確保病床使用率の算定が困難
- ・目安値の設定に当たっては、第8波の入院者数の実績^{※1}をもとに、
外来のひっ迫の状況^{※2}も考慮

※1 第8波の医療特別警報発出時の入院者数：約300人

※2 ①外来患者への診療・検査の状況、②電話対応状況、③行列等発生状況

- ・このほか、医療アラートの段階削減